

規定の改正について

以下の規定につきまして、2026 年 4 月 13 日付で改正を行います。

保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債、取引残高報告書式）

改正後	改正前
第 1 条～第 18 条 （省略） <u>第 19 条（取引の制限等）</u> <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> <u>第 20 条（解約等）</u> （省略） 第 2 項、第 3 項 （省略） 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第 6 条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ① お客様が手数料を支払わない場合。 ② お客様について相続の開始があった場合。 ③ お客様等がこの規定に違反した場合。 ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。 ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任	第 1 条～第 18 条 （同左） <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>第 19 条（解約等）</u> （同左） 第 2 項、第 3 項 （同左） 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第 6 条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ① お客様が手数料を支払わないとき。 ② お客様について相続の開始があったとき。 ③ お客様等がこの規定に違反したとき。 ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出たとき。 ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任

改正後	改正前
を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。 ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。 <u>⑦ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u> <u>⑧ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u> <u>⑨ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u> <u>⑩ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u> <u>⑪ ⑦～⑩の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。</u>	を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき。 ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>
第5項、第6項 (省略)	第5項、第6項 (同左)
第21条 (解約時の取扱い)	第20条 (解約時の取扱い)
(省略)	(同左)
第22条 (緊急措置)	第21条 (緊急措置)
(省略)	(同左)
第23条 (公示催告等の調査)	第22条 (公示催告等の調査)
(省略)	(同左)
第24条 (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止)	第23条 (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止)
(省略)	(同左)
第25条 (免責事項)	第24条 (免責事項)
当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。	当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。
① 第16条第1項による届出の前に生じた損害	① 第16条第1項による届出の前に生じた損害
② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害	② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
③ 依頼書に使用された印影（または署名）が	③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届

改正後	改正前
届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第 14 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ <u>第 22 条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 <u>第 26 条</u>（規定の変更） （省略）	出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れ又は保護預り証券を返還、又は振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当組合の責めによらない事由により保管施設又は記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、又は振込国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、又は第 14 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ <u>第 21 条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 <u>第 25 条</u>（規定の変更） （同左）

以 上

2026 年 3 月 19 日
東能登川農業協同組合